

新たな地域コミュニティ支援事業概要（中間支援組織の活用）

◆事業目的

基礎自治行政について、「ニア・イズ・ベター（補完性・近接性の原理）」を徹底的に追及した新しい住民自治の実現をめざし、拡大し続ける「公共」の分野について、各種地域団体や企業、NPO等、多様な主体が、地域社会の将来像を共有しながらそれぞれ特性を発揮し、校区等地域におけるさまざまな地域課題に取り組み、地域の実情に合わせて効果的に自律的な地域運営の取組を構築することが必要である。

そのため、民間事業者の柔軟な立場から、地域の連携・協働のための橋渡しの役割を担う中間支援組織の役割が重要であり、その活用により、地域の自律運営を見据えた支援を行うことにより、新たな市政改革プランにおける大きな公共を担う活力ある地域社会づくりを実現することを本業務委託の目的とする。

◆実施体制

上記目的を達成するため、区役所が提供するスペース内に事務所を設置（以下、「西成区まちづくりセンター」という。）したうえで、「地域まちづくり支援員」等を常駐させる。「地域まちづくり支援員」は地域実情に応じて地域等に出向き、地域活動協議会の自律運営を見据えた支援を行う。なお、「西成区まちづくりセンター」においては、1名の「業務責任者」及び2名以上の「地域まちづくり支援員」の合計3名以上を配置すること。

◆具体的な業務内容

(1) 地域活動協議会の形成支援

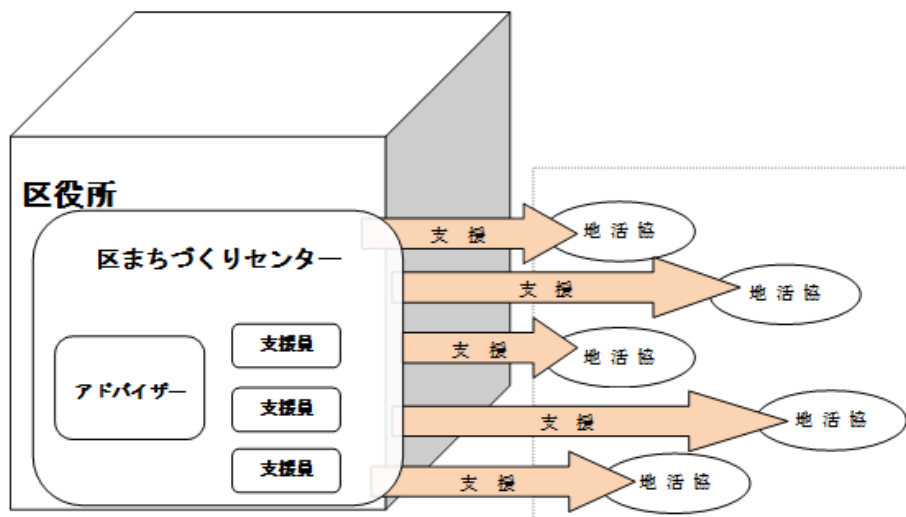
平成24年度中に全ての地域において「地域活動協議会」を形成している。

(2) 地域活動協議会の自律運営にかかる支援

- (ア) 若い世代など幅広い市民参画の促進、地域における担い手育成や人材育成への助言・指導
- (イ) 幅広い世代の住民の地域活動への参加・参画を促すため、事業の効果的な実施を支援
- (ロ) 多様な地域活動との連携・協働に向けたネットワークづくりへの助言・指導
- (エ) 自主財源の獲得に向けた情報提供や申請等手続きの助言・指導
- (オ) 地域活動協議会が行政の委託事業を受託するためや地域課題をビジネス手法で解決するための助言・指導
- (カ) 地域活動協議会の事務局機能充実に向けた支援や、開かれた組織運営、会計等の透明性確保に向けた助言・指導
- (キ) NPO等法人化に向けた情報提供や申請手続きの助言・指導
- (ク) 区内の地域活動協議会等の情報交換や連携の促進
- (ケ) 「地域カルテ」の適切な管理・活用にかかる支援等
- (コ) 新たな担い手の確保にかかる重点的な支援

◆委託期間：平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

中間支援組織イメージ図



参考 (平成 25 年度末評価時分)

新たな地域コミュニティ支援事業（中間支援組織の活用）

◆事業目的

新たな地域コミュニティ支援事業は、新たな市政改革の柱の一つである、大きな公共を担う活力ある地域社会づくりに向けて、中間支援組織を活用し、校区等地域における地域活動協議会の形成など、市民による自律的な地域運営の仕組みづくりを積極的に支援することを目的とする。

◆実施体制

市内を5ブロックに区分し、公募型プロポーザルにより決定した委託事業者（中間支援組織）が、各ブロックの「まちづくりセンター（機能）」に、平成 24 年 10 月から、スーパーバイザーを配置する。また、各区毎に設置する「まちづくりセンター支部」に、10 月からアドバイザーを、11 月から地域まちづくり支援員を配置する。

- ・スーパーバイザー：ブロック毎の「まちづくりセンター（機能）」において、ブロックを統括する。
- ・アドバイザー：各区ごとに設置する「まちづくりセンター支部」において、地域まちづくり支援員を指導及び助言する。
- ・地域まちづくり支援員：会議等運営の知識やノウハウを有する者、また、地域活動の実績を有し、地域事情に精通した者等が事業者により公募・採用され、地域の支援にあたる。

◆具体的な業務内容

(1) 地域活動協議会の形成支援

- ア 地域課題やニーズ、住民意識を把握するための調査、分析等
- イ 地域活動協議会の合意形成に向けたコーディネート

(2) 地域活動協議会の自律運営にかかる積極的支援

- ア 幅広い市民参画の促進、地域における担い手育成や人材育成への助言・指導
- イ 幅広い世代の住民の地域活動への参加・参画を促すための支援
- ウ 多様な地域活動との連携・協働に向けたネットワークづくりへの助言・指導
- エ 自主財源の獲得に向けた情報提供や申請等手続きの助言・指導
- オ 地域課題をビジネス手法で解決するための情報提供や、専門相談機関等への連絡等
- カ 地域団体間の連携・協働に向けた支援や、開かれた組織運営、会計等の透明性確保に向けた助言・指導
- キ NPO 等法人化に向けた情報提供や申請手続きの助言・指導

◆委託期間：平成 24 年 10 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで

中間支援組織のイメージ図

